平成２４年（フ）第２７７８号
札幌市中央区北６条西20丁目１番４―302号
債務者　吉田　久志
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７８６号
札幌市白石区菊水２条１丁目５番12号　小野ビル203号
債務者　齊藤智惠子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８０１号
札幌市東区北24条東19丁目２番１―305号
債務者　太内田裕一
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８２０号
北海道千歳市朝日町５丁目19番地の９
債務者　戸島真由美
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８３４号
札幌市東区北19条東７丁目２番27―302号
債務者　五十嵐亮太
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５７号
群馬県前橋市昭和町２丁目17番11号
債務者　池田　明法
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３６６号
群馬県前橋市広瀬町１丁目３番地10
債務者　武田　淳一
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７２号
群馬県前橋市下細井町539番地
債務者　徳永　　学
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７５号
群馬県前橋市荒牧町1030番地５
債務者　大嶋　順子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７６号
群馬県前橋市粕川町込皆戸29番地４　コンフォートＡ―102号
債務者　石原　　勝
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８４号
群馬県前橋市総社町総社1386番地４
債務者　宮地　順子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８６号
群馬県伊勢崎市田中島町1472番地５　エスフロントＡ102
債務者　髙橋　亨輔
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１５号
群馬県高崎市足門町235番地１
債務者　星野　善明
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４５７号
埼玉県行田市長野２丁目12番38号
債務者　近藤　智美（旧姓久武・山室）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５号
埼玉県熊谷市妻沼東１丁目63番地12　ボヌール201
債務者　櫻井　一徳
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１３７号
岐阜県土岐市肥田町肥田2737番地の１　清水方
債務者　白川美智子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１３８号
岐阜県中津川市中津川3367番地の１　市営中村団地２―10
債務者　内田　　豊
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１３９号
岐阜県中津川市中津川3367番地の１　市営中村団地２―10
債務者　内田こと　中村　光子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
岐阜地方裁判所多治見支部